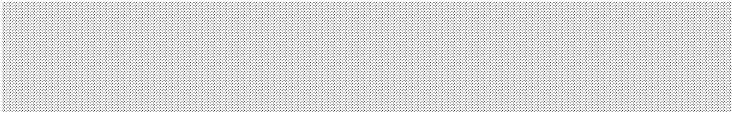


第5次 基本構想の構成	第6次 基本構想骨子(案)	変更点・留意点
第1章 策定にあたって		
第1 計画の目的-転換期の新たなビジョン	1 計画の目的	
第2 計画の役割	2 計画の役割	
第3 計画の構成と期間 基本構想 平成15年度から平成24年度までの10年間 基本計画 前期・後期5年間 実施計画 3年間	3 計画の構成と期間 1 基本構想・基本計画・実施計画の3層構造 2 計画期間 平成25年度から平成34年度までの10年間	
第4 まちづくりに当たっての前提 1 青梅市のあらまし 2 他構想・計画等での青梅市の位置付け 3 まちづくりの歩み 4 市民ニーズ(H13市政総合世論調査)	4 青梅市のあらましとまちづくりの歩み	市民ニーズについては「6 まちづくりの課題と市民の期待」で記述
第5 時代潮流と本市への影響・課題 1 主な時代の潮流と本市への影響 2 時代潮流を踏まえた分野別の重点課題 (1) 市民の暮らしにあっては(環境基盤、生活環境) (2) 市民の教育・文化にあっては(教育・文化) (3) 市民の健康・福祉にあっては(保健・医療・福祉) (4) まちの活性化にあっては(都市基盤、産業、交通) (5) 地域運営にあっては(コミュニティ、市政運営)	5 時代潮流と大震災が残した教訓 6 市の特性 7 まちづくりの課題と市民の期待	市を取り巻く現状を、様々な角度から分析し、まとめる。 阪神・淡路大震災以来、相次ぐ大震災を契機とした課題や、福島第1原子力発電所事故など想定外の事態からの反省を踏まえた。
第2章 青梅市の将来像		
第1 まちづくりの基本姿勢 まちづくりの基本理念「豊かな自然環境のなかで、都市的な生活が享受でき、そこに住む人の心のふれあいがあるまち」	8 基本理念 1 豊かな自然環境の中で快適で文化的な生活が享受できるまち 2 人と人のこころのふれあいがあるまち 3 安全・安心な暮らしが物質的・精神的に保障されるまち	基本理念は、第5次から踏襲しつつ、大震災が残した教訓や市民の期待等を踏まえて3つの理念とした。 暮らしやすさの向上のため、快適性を重視した。 市民生活が「安全・安心」なものであり続けるため、くらしのあらゆる面での保障ということを追加した。
第2 まちの将来像 将来都市像 豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街 青梅 -ゆめ・うめ・おうめ-	9 まちの将来像 	まちの将来像は、基本構想の検討を進める中で導いていきたい。
第3 計画フレーム(枠組み) 1 将来人口 2 財政運営 3 土地利用	10 まちづくりの枠組み 1 将来人口 2 財政運営 3 土地利用方針	将来人口 第5次(想定人口) 15万人(平成24年) 第6次(推計人口) 13万1千人～13万8千人(平成34年) 財政運営 税収減が続いている一方で、扶助費・公債費などの義務的経費が増加しており、極めて厳しい財政運営が継続していく。
	11 まちづくりの視点-持続可能な都市を目指す5つの視点 1 安全・安心 2 利便性・快適性 3 絆 4 地域資源 5 健全財政	持続可能な都市を目指し、まちづくりの基本方向の全てに重層的に関わる理念的なものとして新たに「まちづくりの視点」を置いた。
第3章 まちづくりの基本方向(施策の大綱) 第1 快適で安全な生活環境の街 第2 学び楽しむ伝統・文化の街 第3 健やかでやさしい福祉の街 第4 活気に満ちた元気な街 第5 みんなで創る街	12 まちづくりの基本方向 1 生活 2 環境 3 子ども 4 文化 5 健康 6 福祉 7 雇用・産業 8 都市基盤 9 参画・協働 10 行財政運営	まちづくりの基本方向の柱建ては、従来の5から10とした。 10の基本方向のもとに、施策の基本的な方向を示す。
第4章 基本構想推進のために	13 基本構想の実現に向けて	